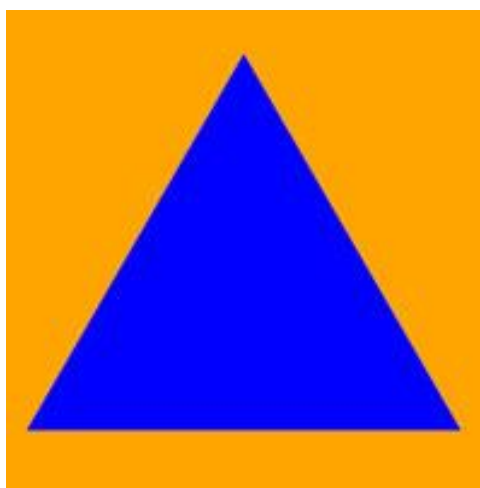


坂戸市国民保護計画



平成19年2月

(令和3年2月変更)

坂戸市

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	2
第4章 坂戸市の概況	3
第1節 地理的特性	3
第2節 社会的特性	3
第5章 国民保護の実施体制	5
第1節 市の責務	5
第2節 関係機関との連携	8
第3節 他の市町村との連携	9
第4節 公共的団体との協力体制	9
第5節 市民の協力	9
第6節 武力攻撃等の態様と留意点	9
第2編 平時における準備編	14
第1章 情報収集、伝達体制の構築	14
第1節 通信の確保	14
第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備	14
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	14
第2章 迅速な初動体制の確保	14
第1節 24時間即応体制の確立	14
第2節 職員配備計画の作成	15
第3節 職員の指定と伝達手段の整備	15
第4節 交代要員等の確保	15
第3章 警報の住民への周知	15
第4章 避難の指示	16
第1節 モデル避難実施要領の作成	16
第2節 避難人数の把握	22
第3節 避難の指示の周知体制	22
第4節 避難住民集合場所の指定	23
第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	24
第6節 避難のための交通手段の確保	25
第7節 避難候補路の選定	26

第8節	避難住民の運送順序	27
第9節	退避場所の把握	27
第10節	道路啓開の準備	27
第11節	避難住民等に対する住宅の確保	27
第5章	緊急物資の備蓄等	27
第1節	緊急物資の備蓄	27
第2節	装備品の整備	28
第3節	市が管理する施設及び設備の整備等	28
第6章	緊急物資運送計画の策定	29
第1節	運送路の決定基準	29
第2節	応援物資の受入れ体制の整備	29
第3節	応援物資の発送体制の整備	30
第7章	医療体制の整備	30
第1節	初期医療体制の整備	31
第2節	傷病者搬送体制の整備	33
第3節	保健衛生体制の整備	33
第8章	生活関連等施設の管理体制の充実	34
第1節	生活関連等施設の管理体制の整備	34
第2節	核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	34
第9章	文化財保護対策の準備	35
第10章	研修の実施	35
第11章	訓練の実施等	35
第1節	市の訓練	36
第2節	民間における訓練等	37
第12章	市民との協力関係の構築	37
第1節	消防団の充実・活性化の促進	37
第2節	自主防災組織との協力関係の構築	37
第3節	ボランティアとの協力関係の構築	38
第4節	市民の意識啓発等	38
第3編	武力攻撃事態等対処編	40
第1章	実施体制の確保	40
第1節	全庁的な体制の整備	40
第2節	市対策本部等の組織	41
第3節	関係機関との連携体制の確保	47
第4節	市対策本部等の廃止	49

第5節 市民との連携	49
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	50
第1節 特殊標章等の交付	50
第2節 安全確保のための情報提供	51
第3章 住民の避難措置	53
第1節 警報の通知の受入れ・伝達	53
第2節 緊急通報の伝達	54
第3節 避難の指示等	54
第4節 避難住民の運送手段の確保	57
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	58
第6節 避難路の交通対策の実施	58
第7節 避難誘導の実施	58
第8節 避難の指示の解除	59
第4章 避難住民等の救援措置	59
第5章 武力攻撃災害への対処措置	65
第1節 対処体制の確保	66
第2節 応急措置等の実施	66
第3節 保健衛生対策の実施	70
第4節 動物保護対策の実施	70
第5節 廃棄物対策の実施	70
第6節 文化財保護対策の実施	71
第6章 情報の収集・提供	71
第1節 被災情報の収集・提供	71
第2節 安否情報の収集・提供	71
第3節 各措置機関における安否情報の収集	73
第4編 市民生活の安定編	74
第1章 物価安定のための措置	74
第2章 避難住民等の生活安定措置	74
第3章 生活基盤等の確保のための措置	74
第4章 応急復旧措置の実施	74
第5編 財政上の措置編	76
第1章 損失補償	76
第2章 損害補償	76
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	76
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	77

第6編 緊急対応事態対応編	78
第1章 想定する緊急対応事態とその対応措置	78
【参考】用語集	79